

産学連携を実りあるものにするために

第2回JIPAシンポジウム

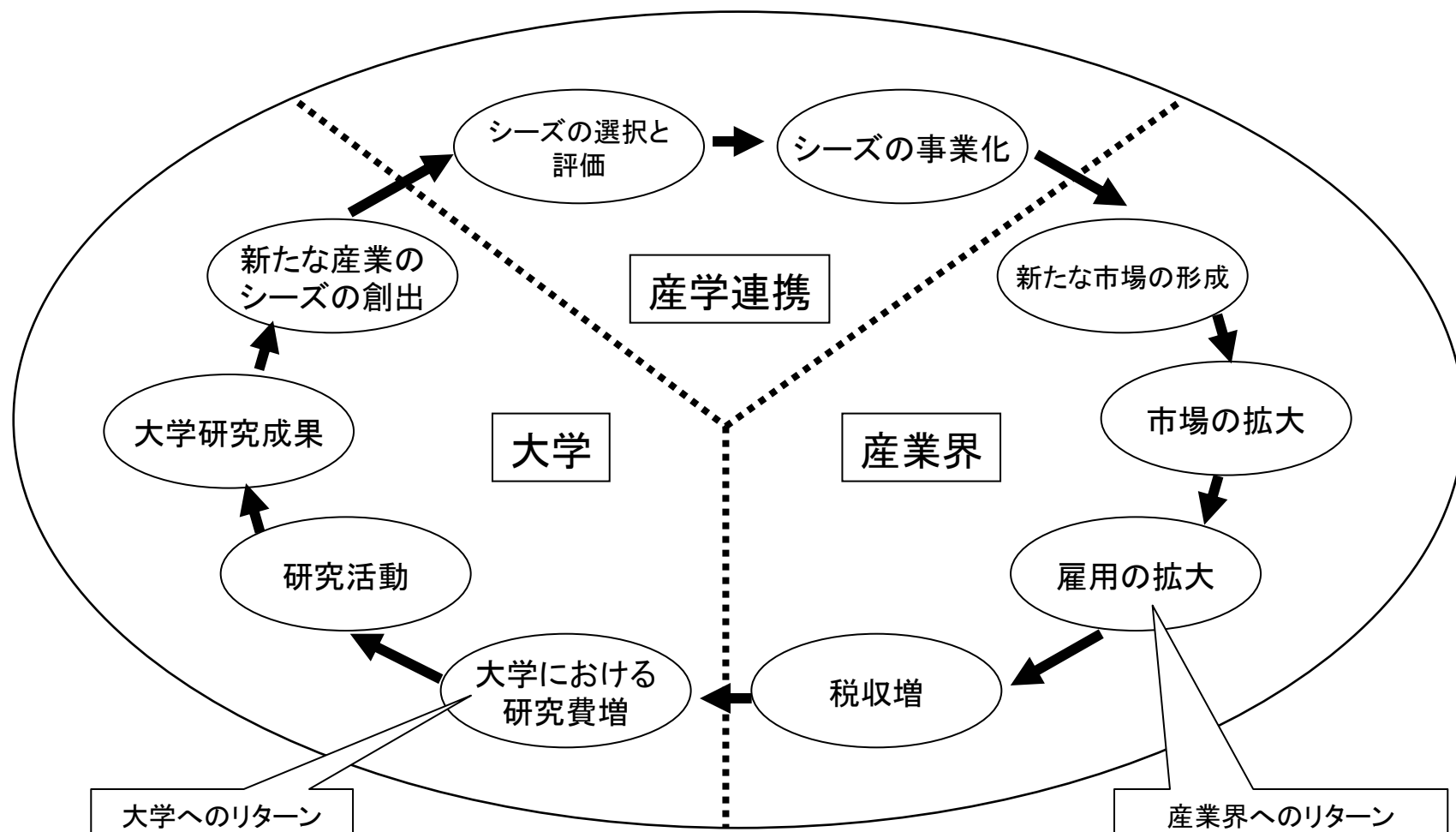
平成15年2月18日

日本知的財産協会
産学連携PJ

NTTアドバンステクノロジー(株)理事・知的財産事業本部長 澤井敬史

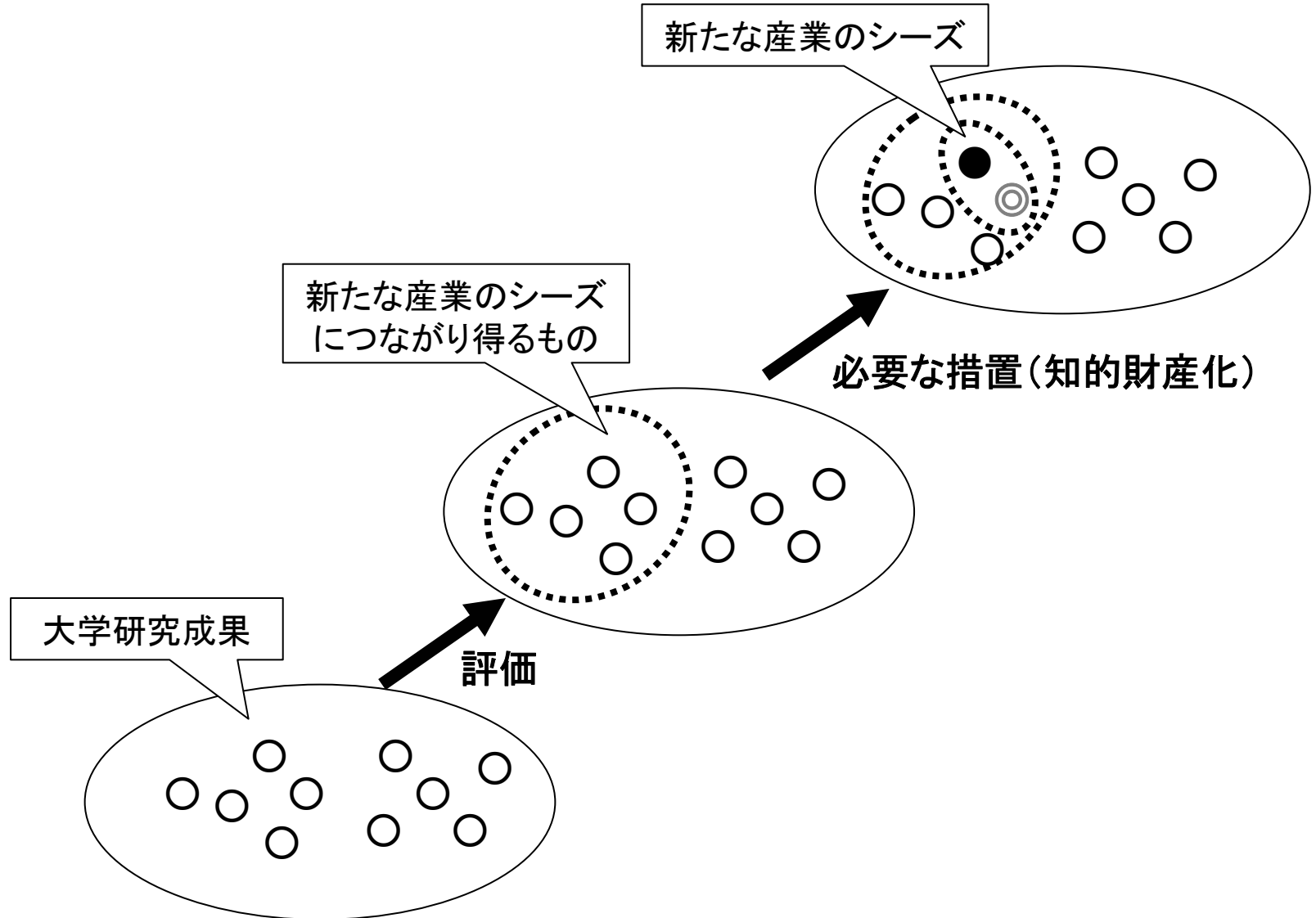
産学連携の目標：継続的なWin-Winのリターン

(産学連携による経済活性化サイクル)



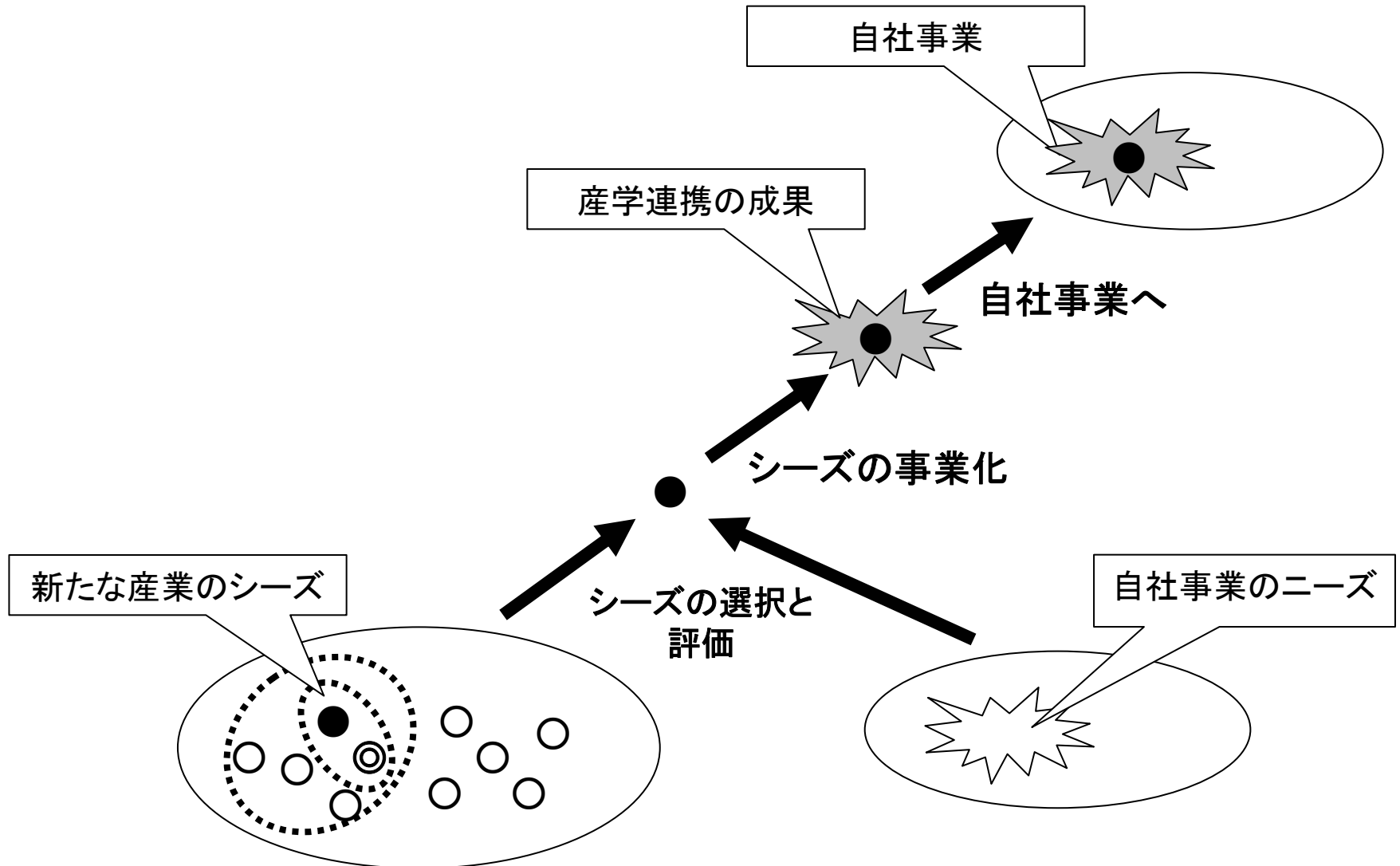
産業シーズへの展開

(大学: 多様性の確保と知的財産化)



シーズの事業化

(産学連携:S/Nのマッチング)



三つの観点と三点セット

<三つの観点>

- (i) 大学と企業のより良いコミュニケーションの確立
- (ii) 産学連携の成果利用の自由度の確保
- (iii) 大学研究成果利用のルールの明確化

<三点セット>

- 【1】推進のための機能と権限が一元化された大学組織
- 【2】柔軟性を持たせた大学と企業の契約
- 【3】パテント・ポリシーに沿った大学研究成果の扱い

【1】推進のための機能と権限が一元化された大学組織

<基本機能>

- ①大学研究成果の評価と知的財産化
- ②企業と大学のコーディネート
- ③大学研究成果のライセンス

<組織>

- ①教官等に対しても研究成果のマネージメントができる
- ②幅広い権限を持ち柔軟かつ迅速な契約交渉ができる

<人財>

- ①知的財産管理の実務を熟知している
- ②ビジネスセンスを持ち柔軟な対応ができる

-- 課題 --

知的財産本部の効果的な運営 & 優秀な人材(人財)の登用

【2】柔軟性を持たせた大学と企業の契約

(企業の事業戦略等に応じて成果の取り扱い条件に柔軟性を！)

＜産学連携の成果の取り扱いに関する条件の一例＞

	契約条件のオプション	特許権者	企業側の権利	大学から第三者への実施許諾	企業の事業戦略等
委託研究	1	大学	無償・通常実施権	可	委託企業の事業 戦略等における 重要性 小 ↓ 大
	2	大学	有償・優先的実施権	原則不可	
	3	委託企業	委託企業に譲渡【注】	不可	
共同研究	A	企業と大学の共有	優先的実施 不実施補償支払い＜有＞	原則不可	初期の市場形成 では優位性を確保したい
	B	企業と大学の共有	第三者への実施許諾＜可＞ 不実施補償支払い＜無＞	可	市場拡大のため 参入者を増やしたい

【注】委託企業が権利者になることで、

- ① 自由な実施が可能
- ② 権利侵害者への差し止め、侵害訴訟において、当事者としての対応が可能

【3】 パテント・ポリシーに沿った教官等の特許の扱い

<パテント・ポリシーの公表>

- ・大学：組織としての基本的考え方の浸透
- ・企業：産学連携を考える際のメルクマール

<パテント・ポリシーのポイント>

- ・大学研究成果を社会還元するための理念
利益追求だけとは異なる狙い
- ・知的財産の機関帰属
組織として判断する上での前提条件
- ・柔軟なライセンス方針
企業の事業戦略とのマッチング

産学連携の展開

(産業競争力強化のために)

